

「京都市景観政策検討委員会」第1回委員会 議事録

開催日時	令和7年7月22日（火）午後6時～8時10分
開催場所	京都市役所 分庁舎 4階 第4・5会議室
出席者 （委員は、五十音順、敬称略）	委員長 門内 輝行（大阪芸術大学教授、京都大学名誉教授） 委員 嘉名 光市（大阪公立大学大学院教授） 〃 河島 伸子（同志社大学教授）※オンライン、遅参 〃 木岡 伸夫（関西大学名誉教授） 〃 小原 亜紗子（市民公募委員） 〃 金野 千恵（京都工芸繊維大学特任教授、teco 株式会社 代表取締役） ※オンライン、途中退席 〃 榊原 真歩（市民公募委員） 〃 清水 重敦（京都工芸繊維大学教授） 〃 谷口 みゆき（京都橋大学准教授）※オンライン、遅参 〃 内藤 郁子（特定非営利法人京都景観フォーラム理事） 〃 平尾 和洋（立命館大学教授、平尾アトリエ主宰） 〃 深町 加津枝（京都大学大学院准教授） 〃 宮城 俊作（Harvard University Graduate School of Design 客員教授、設計組織 PLACEMEDIA ファウンディングフェロー、宗教法人平等院 代表役員） 〃 山口 敬太（京都大学大学院准教授） 〃 吉江 俊（東京大学大学院講師）
欠席者等	途中退席1名、遅参2名
充足率	委員15名中13名出席（開始時刻時点）
事務局	都市計画局 建築技術・景観担当局長 文山 達昭 都市計画局 都市景観部長 岡田 圭司 都市計画局 都市景観部 景観政策課長 寺谷 淳 都市計画局 都市景観部 景観政策課歴史的景観保全担当課長 伊藤 真嗣 都市計画局 都市景観部 景観政策課都市デザイン担当課長 関岡 孝繕 都市計画局 都市景観部 景観政策課企画係長 高橋 諒 都市計画局 都市景観部 景観政策課歴史的景観保全担当係長 横川 祥一 都市計画局 都市景観部 景観政策課都市デザイン第一係長 小林 英治 都市計画局 都市景観部 風致保全課長 橋本 操 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課長 岩本 剛
会議の公開・非公開	公開 （傍聴者5名、報道関係者3社）
議題	1 委員長の選出及び委員長代理の指名 2 京都の景観の現状について 3 政策進化の方向性について 4 景観に関する調査について 5 今後のスケジュール

資 料	資料 1 京都市景観政策検討委員会 委員名簿 資料 2 京都市景観政策検討委員会規則 資料 3 諮問書 資料 4 説明資料 資料 5 京都市を取り巻く社会経済情勢等 資料 6 調査対象エリアに関する情報
-----	--

議事の経過	
発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回京都市景観政策検討委員会を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、本委員会に御出席賜り、誠にありがとうございます。 (資料の確認) 続きまして、会議の公開・非公開についてでございます。本日の委員会は、プライバシー情報や、公開することで事業者の競争上事業上の地位、その他正当な利益を侵害する恐れがある情報というものは含まれてございませんので、京都市市民参加推進条例に基づき公開とさせていただきます。皆様御異議等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、傍聴者、報道関係者の方に入室していただきます。では入室してください。お願いします。 続いて、本委員会の委員の皆様を御紹介させていただきます。 (委員紹介) 御審議に入っていただきます前に、本委員会の成立について御報告をさせていただきます。本日は15名の委員のうち、現在13名の皆様に御出席をいただいております。したがって、京都市景観政策検討委員会規則第3条第3項に規定する定足数の過半数を満たしておりますので、本日の委員会が有効に成立していることを、まず御報告をさせていただきます。 続きまして、本日の議題について確認をさせていただきます。お手元の次第の上段のところに示しておりますとおり、まず1番目に委員長を選出および委員長代理の指名をこの後させていただきます。そして2番、京都の景観の現状について、3番、政策進化の方向性について、4番、景観に関する調査について、5番、今後のスケジュールについてということで説明を加えながら進めさせていただきます。 それでは早速、議事を始めさせていただきます。今回は第1回目の委員会でございますので、本委員会の委員長の選出及び委員長代理の指名をお願いしたいと存じます。 委員長の選出につきましては、皆様お手元の資料に委員会規則がございますが、その第2条第2項の規定により委員の互選により定めることとなっております。自薦他薦を問いませんので、どなたか委員長の御推薦はございませんでしょうか。
清水委員	たくさんの委員会の会長を務めていただきまして、これまでの景観政策の議論をずっとリードされてきた門内委員にお願いできないでしょうか。

事務局	清水委員、ありがとうございます。ただいま、清水委員の方から門内委員を委員長にという御推薦がございました。他に自薦他薦ございませんようでしたら、門内委員にお願いしたいと思います。御賛同いただける場合は拍手をお願いします。 (一同拍手) ありがとうございました。それでは門内委員が委員長に選出されましたので、門内委員は委員長席の方へ移動をお願いいたします。 それでは、門内委員長から一言御挨拶を頂戴したいと思います。
門内委員長	ただいま委員長に御指名いただきました門内です。どうぞよろしくお願いします。 私と京都の景観との関わりは、ずいぶん長くなります。日本建築学会で建築雑誌の特集号「京都の都市景観」を１９９１年に刊行しまして、その後、建築学会の中に京都の都市景観特別研究委員会を作り、船越徹先生をはじめ多くの皆さんとずっとやってまいりました。その後、景観法ができた２００４年に京都大学に戻りまして、すぐに京都市の方に呼ばれて、京都市の景観関係の委員会の委員にいただきました。２００７年の新景観政策を作る時の委員会「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」では、景観の破壊が進んでいるということで答申書を作ったのですが、振り返ってみますと、その時に一緒に執筆した樋口忠彦さん、川崎清先生など皆さんもう亡くなられています。その意味では、新景観政策の策定に最初からずっと関わっているのは、私だけとは言いませんが、かなり少ない状況になってきております。 この２０年間に、日本の社会が大きく変わり、世界も大きく変わってきています。その変化を捉えながら、新しい景観政策のあり方を考えていく検討委員会にしたいと思います。ぜひ皆さんもあまり過去にとらわれずに、自由にいろんな発想から御意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。続きまして、委員長の職務代理者の指名に移りたいと思います。委員長の職務代理者につきましては、規則第２条第４項の規定で委員長が指名をすることとなっておりますので、門内委員長から御指名をいただきたいと思います。お願いいたします。
門内委員長	それでは僭越でございますけれども、平尾委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
平尾委員	(了承)
事務局	ありがとうございました。では平尾委員どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ここからの議事の進行につきましては、門内委員長にお願い

	いしたいと思います。 では門内委員長、どうぞよろしくお願いいたします。
門内委員長	それでは司会を務めさせていただきたいと思います。 先ほど事務局から話がありましたように、委員の出入りがあるようです。特に金野委員におかれましては、18時50分くらいに退席予定ということですので、ぜひ事務局の方からお話を振っていただくようにしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。
事務局	(資料説明)
事務局	金野委員、御意見等ございますでしょうか。
金野委員	この度委員を拝命いたしました、金野千恵と申します。京都工芸繊維大学の方で勤務を始めて5年目になりますけれども、東京の浅草橋の方にある事務所で活動しております。本日は京都の他の行政の検討委員会がこの後すぐ始まるということで、オンラインにて参加させていただいております。 京都にとって、この景観を考えるということがどれだけ重要かという、非常に重たいと言いますか、重要な会議だなと思いました。本当に私が引き受けられるのかどうか、深く考えたところではありましたが、少し客観的な外からの視点であるとか、あるいは、いろいろな世界の都市を調査して回ったりもしておりますので、そういった中で、京都という都市の特異性ですとか、価値みたいなものをもう一度考えるという視点で、私が参加することが少しでもお役に立てればというように考えています。 今日まですでに進められてきている政策の中で、目に見えている成果の部分もあるかと思います。最後の方で調査等のお話に出ておりましたけれども、私が京都に勤め始めて5年目で、毎週だいたい学校に行っております。30人ほど研究室で学生を見てきていますが、一人しか京都府出身の人はおりません。京都市でもありません。本当に若くてエネルギーのある学生で、純粋に京都に興味を持ってきた人というのは、数が実はとてもたくさんいるのではないかと考えています。これからの京都を本当に真剣に考えたいという学生も非常に多いと思いますので、そういう学生とともに学びながら一緒に議論していく、若い世代と議論を一緒にしていくというような環境が、調査等のプロセスを含めてできるといいのではと思った次第です。 今日は簡単なコメントになってしまいますが、引き続きよろしくお願いいたします。
事務局	金野委員ありがとうございました。

門内委員長	細部をよく知っていると、かえって全体が見えないということもありますので、あまり気にせず、色々と意見を言っていただければと思います。私も京都に戻って初めて参加した時に、分からないことが多かったのを思い出しました。 議論のポイントとしては、京都の景観の現状を押さえるということが一つ大きくあります。２００７年に新景観政策を導入したことによって、それ以降に景観がどのように変わってきたか。十年以上経過すると、やはり政策の効果が色々と出てまいります。例えば、通りの真ん中で規制区域を分けると、通りの両側で高さが変わり景観が変わってきますので、通りで区域を切ってはいけないということが分かります。御池通では賑わいのあるシンボルロードにしようということで、お店を１階に入れるルールをつくったのですが、一方で高さが決められているために、お店が半地下に潜ってしまうといったことが起こります。 このように景観の制度が作る景観というものがあります。制度というのは、弱いようでいて結構時間が経つとじわじわと景観を変えていくという強い力を持っているという面もあると思います。 そういう意味では１０年、２０年経った時に、景観がどのように変わってきたのか見直していくことはとても大事なことだと思います。 新景観政策では、随時、政策の進化を図ってきました。例えば「地域景観づくり協議会」という制度があります。景観法で各地域で決めた景観計画が景観法の力を持つと同じ構図です。京都市の条例によって、マイクロな地域で決めた景観計画が条例としての力を持つという仕組みです。ヒューマンスケールの小さなエリアに限定していくと、顔が見えるので対話が可能になる。そういう対話の中で小さなエリアのまちを作りつつ、それらの集合として大きなまちを作っていく。２０１７年に１０周年記念の事業を行った時に鷺田清一先生がおっしゃったことは、「京都は小さなまちの集合体として捉えるというのが良いのではないか」ということでした。京都らしさといっても、一言で言えるものではない。色々なエリアが積み重なって、豊かな全体としての京都が出てくるということですね。 新景観政策の最初の段階では、思い切って建物の高さをダウンすることを行なったのですが、それはどんどん景観が破壊されていく中で、それを緊急的に止めるために実施したものです。今の段階では、もう少しそれぞれの地域の景観の意味を考えながら、景観政策をきめ細かく考えていくことが求められているのではないかと考えています。 京都の景観の現状を押さえた上で、景観政策をどのような柱で考えていくのかということについて、皆さんから知恵を出していただくことが、こ
-------	--

	の委員会の趣旨だと思います。今日は第1回ですので、自己紹介も兼ねて、景観や景観政策をどう考えているのかについて、それぞれの立場から自由にお話しいただくのがいいと思います。 それでは嘉名委員からお願いいたします。
嘉名委員	まず、今日は全体の説明資料について説明いただきました。新景観政策、それから新景観政策の見直し等で一定期間ごとにずっとやってまいりました。今までは基本的には京都の景観の「図と地」でいうと、「地」の部分があって、その「地」の部分を読み取りながら、それに対して新しく出てくる建物をうまくどうなじませるのかというのが、おそらくこれまでの京都の景観の大きな方向性だったのかなと思っています。その中で、事務局も定期的に調査してきて、それに基づいて地区の読み取りをして、地区ごとにルールを定めて運用されてきました。 先ほど門内委員長がおっしゃられたように、定めたルールに基づいて、設計者等はどんどん創造的な答えを見出していきます。あるいは新しいスタンダードのようなものができてきているというのは確かにあります。今まで我々が「地」と呼んでいたものが、「新しい地」と言いますか、そういうものがおそらくできてきていると思います。それがいいのかどうか、やはり少し改善の余地があるのかどうかといった検証をするということだろうと思っています。そういう意味では、次の時代に入ってきたと言うのでしょうか、もともとあった「地」の景観というものが、新陳代謝の中で新しく変わってきているということです。都市は生き物なので、そういう新陳代謝がある中で、その景観をどう動態的にコントロールしていくか、そういうテーマになるのかなと思います。 また、資料を拝見していると、おそらく京都は圧倒的に届出の件数が多いのではないかと思います。全国で一番多いのではないのでしょうか。そうすると、とりわけ窓口でどこまできめ細かに指導を運用できるのかということも、現実的に考えないといけないと思っています。 景観DXと言いますか、要は圧倒的な届け出件数がある中で、町が変わっていく状態をどうきちんとコントロールしていくのか。他の自治体で丁寧に景観指導をしているところがありますが、基本的には窓口で丁寧に対応したり、アドバイザーのような方が入って細かくコントロールしております。しかし、その方法だと捌ききれない部分が出てまいります。その質を上げていくにはどうすればいいのかということです。DXのようなことも関わるかなと思いました。 次に、景観の登場人物が増えてきています。最近、公共空間の利活用がどんどん進んできているという中で、道路上にもいろんなものが出てきま

	す。また、仮設物のようなものも非常に増えてきている中で、今まで景観というと、やはり建築指導行政の延長でやってきているところ、それから眺望景観や風致行政ベースでやってきたところがあると思うのですが、それ以外にいろいろと扱わないといけない対象物が増えてきているかもしれません。そういう論点も少しあるのではないかと思います。 それから、今年度はとりわけリサーチの部分が、非常にウエイトが高いということでしたので、どのようなリサーチをするか。範囲については少し資料がございましたけれども、それぞれの地区ごとの比較をするために、一定同じような共通調査をするという必要もあると思います。その論点は、最初申し上げたような、「地」がどう変化しているかということころも見ていくような調査ができればいいかと思っています。 それとは別に、これはほかの先生方が乗ってくださるかどうかわからないのですが、今年うちの研究室では少し京都の景観の調査をさせていただこうと思っています。それぞれの研究室や、ここにいらっしゃる先生方だけでなくでもいいと思いますが、いろんな方に呼びかけをして、京都の景観のリサーチのようなものを研究するなど、今までにないような少し挑戦的なリサーチをやっていくということもあっていいのではないかなと思っています。あまり猝に捕らわれずに新しい挑戦としてやってみて、そこからどう読み取れるのかといったことです。そういう場所としても、この検討が活かされればいいなと思っています。
門内委員長	ありがとうございます。そのお話に関連して御意見等のある方がいらっしゃったらお願いします。
木岡委員	この手の委員会などに一度も属したことがなく、作法も知らない者ですが、暴言をお許しいただきたいと思います。 今、嘉名委員は、御自身がその景観に関する調査をする、そのチームと言いますか、研究室単位でのリサーチをやりたいとおっしゃいましたが、これは大学、あるいは大学院の研究室単位である地区の調査を請け負うという意味で取れました。それに関して、先ほどの事務局の御説明を聞いていて、思ったところがございます。 38ページのスライドを見ているのですが、ここには景観に関する調査の概要、方針があげられています。その中にエリア特性把握調査という1番目の調査方針と、印象評価、物理的特性把握調査という2つの方針が分けられてあります。この違いが一体何なのかということは今一つ飲み込めておりません。 私はこの印象評価というところに特に関心があります。これはつまりその景観というものが、それを受け止める主体にとってどういう意味を持つ

	かということだと思います。印象というのは普通の言い方では、主観的な意味ということです。ところがこの中の印象評価のところに、人の景観に抱く印象、景観形成方針等の適合状況の被験者による評価ということが書かれてあります。被験者というのは、例えば、嘉名委員の研究室の学生さんが被験者ということになるのでしょうか。被験者というのは、心理学のリサーチ等で使う言葉です。しかし、この景観の問題は、第一に住民の問題であろうと思います。住民にとってその景観の変化がどういう意味を持っているのかということが、私はまず印象評価ということであげられるべきテーマだと思います。 そういったことと、特定の学術機関の調査機関が印象評価を下すということとは意味が変わってまいります。そのあたりについて、研究室単位でお考えになることと、京都市の部局として考えられていることとはどうつながるのか、あるいはつながらないのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。
門内委員長	今非常に大事なことを御指摘いただいたと思います。３８ページのフレームワークですが、これはまずオーソライズされているわけではありません。私も指摘したのですが、そういう物理量と心理量に分けて相関を取るようなやり方では、景観はうまく捉えられないということは指摘しております。これも含めて少し見直していこうという考えは持っています。 また、嘉名委員がおっしゃったのは、嘉名研究室で評価をするという意味ではなく、景観を捉える方法、例えば人がどう景観を捉えていくのかということ、京都を題材に考えてみたいということです。 景観はやはりものと心理に分けられませんし、いろんな次元があるわけです。木岡委員が書かれた「風景の論理」（世界思想社、２００７年）に関する御著作なども読ませていただきましたが、この委員会としても「景観とは何か」ということを、京都を題材にして考えてみたいと思います。京都には様々な要素があって、それらの集合体が景観になっているため、非常に難しい都市でもあります。景観とは何か、風景とは何かを考える、ある意味での教材がたくさんあると思っております。この方法も含めて、また御意見いただければと思っております。どうもありがとうございます。 宮城委員、マクロなレベルのランドスケープデザインの視点から、何か御意見はございますか。
宮城委員	私は本業がデザイナーですので、このような学識経験者など研究者の先生方が中心になっている審議会等には、御依頼があっても基本的には辞退するスタンスでこれまで来ております。特に京都市内でもかなりの数の仕

	事をしており、場合によっては利益相反になることがありそうでした。一方で、今年、私が所属しているハーバード大学のデザイン学部では、京都盆地を対象にデザインスタジオを実施します。昨年度は富山県黒部市の黒川扇状地を対象としましたが、今年はそれが京都盆地になっておりまして、少し勉強も兼ねてこの会議に参加させていただいています。 今年5月に一緒にスタジオを行う専任の教員と2人で、3日間京都でデザインサーベイを行いました。その時、事前に景観行政に関する報告書や情報を、一通り全部提供させていただきました。インターネットのホームページ等も含めて、現在ではブラウザに Google Chrome を使うとすぐに英語に翻訳されます。その時に景観という語が、Landscape に訳されておりました。しかし内容を詳細に確認すると、これは Landscape ではないと、はっきりと私自身も思いましたし、彼女もそう考えていました。今ここで景観政策や景観行政などと言われているところの「景観」は、一言で言うと、Visual Character of Land Surface（地表面上に現れている事物の視覚的特性）であると思います。 これは、景観のベースになっているそのものが、ほとんど考慮されていない「景観」という言葉になっているということです。一言で言うと、これは目に見えない部分も含めた自然環境の構造です。これがほとんど考慮されていない。地形地質や地下水系も含めた水系などですね。そのため、こういったところをしっかりと捉えるということが一つ重要なことだと思います。 もう一つは、おそらく木岡委員の御専門だと思いますが、人が景観を認知するときには、必ずスケールの階層性がありますが、これまでの景観政策には、ほぼスケールの階層性が考慮されていません。遠景での眺望がかなり大きな部分を占めていて、そこに至る階層性といったものをどう捉えるかということが、本当はもう少し盛り込まれている必要があるのではないかと考えております。 京都の場合は特に建築物を中心に景観政策が展開されていますので、仕方ないことだと思いますが、今世界的に見ても、気候変動にどう対応するかという話が結構大きな話になっておりまして、その中でスケール横断的なランドスケープはキーワードになってきています。そのため、その視点はやはり維持しないといけないのではないかと考えております。 あともう一つは、京都は、景観行政あるいは景観形成にあたって行政が強すぎるということを印象として持っています。私はデザインを提案する側ですので、色々なところで門内委員長に随分お世話になっておりましたが、それでもいくつかのプロジェクトで行政が強すぎるということが気に
--	--

	はなっております。それが民間の事業者の積極的な景観形成への関与を躊躇させている、そういう印象が強くあります。 先ほど、地域の景観づくり協議会のお話がありました。協議会は必要だと思いますが、いたずらに事業者との間に対立の構図を作っていないかということが気になっています。事業者側が、自分たちがどうやって景観形成のプレイヤーになれるかということを真剣に考え始めている時期ですので、もう少し間口を広げたような合意形成や協働関係を構築するための、その仕組みが必要なのではないかということを、ここ5、6年、実際にデザインの仕事をいくつかやってみて分かりました。
門内委員長	京都の景観行政の場合には、大きく分けて三つのやり方があります。一つはルールに従いなさいという「規制」です。もう一つは、これは特別に頑張っているからということで、「特例認可」というかたちで認めていくものです。あとは、実はその間の曖昧な領域になりますが、「裁量」で対応するという領域です。その裁量の領域がなかなか難しく、それをサポートするために、景観政策の進化の一つとして、「優良デザイン促進制度」を作りました。アドバイザー、設計者、クライアント、行政の人が集まってフラットな関係の中で、ルールとデザインの間を調整するために、優良デザイン相談会というものを実施しています。それが結構人気があり、とても忙しい状況になっております。裁量の範囲についてアドバイスができる人材育成をしたり、裁量の内容をみんなで考えていけるような仕組みづくりをすることも、これから大事なことになると思います。 宮城委員がおっしゃっていたように、マクロな地形のレベルから、マイクロなレベルまで、スケールがいろいろあります。嘉名委員がおっしゃっていたように、建築だけではなくパブリックスペースなどにも景観を形成する様々な要素がありますので、もう少し景観の全体を考えていくことが、これから大きなテーマになるのかなと思います。 その辺りのことに関連して、山口委員どうぞ。
山口委員	私は土木のデザインを専門にしています。その観点から少しお話させていただきますと、やはり都市景観の魅力をこれからもさらに高めていこうとすると、眺めの中に道路などの公共空間が占める部分というものが大きく、またそれだけではなくて、人々の活動がやはりそういうところで生まれているので、それらのあり方を考えるということが、これからの一つの伸び代としてあるのかなと思っています。 特に景観行政の枠組みの中でも、近年、公共空間をデザイン協議するような自治体はかなり増えてきてまして、神戸市などでもそういったものを制度化していますが、事業主体が建設と都市をまたぐような話でも、建築物

と一体となった開発などもあったりすることもあり、上手くそれを調整しているようなところがあります。特に民地の空間や、民地との境界の部分はどうやって整備していくのか、それを利活用していくのかというところの魅力向上のところで非常に伸び代があるかなと思っています。それはおそらく建造物の壁面線をどうセットバックしていくのかというのにも関わってくるのかなと思っています。人々の活動というのは、ある種の動くファサードのような感じで、人々の活動が都市の中で重要になってきております。壁面後退の実態や、その政策課題などを調査の中に入れ込んでいくといいのではと思います。

もう一つ気になっているのは、最近ガラス面の使い方がだいぶ変わってきております。ファサードの方もその建物の中の活動が見えたり、お店の状況が見えたりするようになってきています。その使い方は現状でいいのか、それとも課題があるのかといったところも調査項目としてあるといいと思います。

また、整備だけではなく、その管理と言いますか、エリアマネジメント活動による管理のようなことも、公民連携でどのような活動を生み出すかというのは、ウォークブルの施策などでも今まさに国交省でも議論しているところです。この新しい在り方を考える中で、現状でもいろんな事業メリットのスキームがありますが、民間の公共貢献の在り方も、自分の土地だけではなく周辺の公共空間をどのように整備していくのというところも非常に重要な論点になって、それをどのように誘導していくのかも一つ重要なかなと思います。

実際に市の建設局の公園部局でも公民連携の空間の利活用を進めますので、そういうものをどういうような形で、都市景観の魅力向上として作っていくのか。少し大きい話になりますが重要になってまいりますし、将来ビジョン、これから景観のあり方を考えていくにあたり、いわゆるハードだけではなく、どういう活動ができる、どういう舞台を作っていくのかといった将来ビジョンの在り方や、それに対する施策誘導といったことも、次の景観政策の課題になってくるかなと思います。

そのあたりをトータルで見ながら、デザインの高い質とどういう活動がそこに生まれるのかということで、例えば高さ制限や基準などの緩和、ある種の特例的なものを作っていくというのも重要だと思います。

一点は、別の話になるのですが、その中で地域景観づくり協議会の検証というのは非常に重要な論点かなと思います。先ほどお話いただいたとおり、基準を超えてどういった形で地域ニーズを反映するか、地域のビジョンを反映するかなど、このあたりが今後、伸び代のある部分だと思います。

	す。逆に言うと、どのような形で作れば、民間の開発協議や事前協議をうまく誘導していけるのか。先ほど宮城委員がおっしゃっていたように対立構造にならずに、うまく関係を作っていけるのかというところの設計が必要になってくるかなと思いますので、このあたりも気になるところでございます。
門内委員長	景観を考えるときに、パブリックセクターとプライベートセクターとコミュニティセクターの関係性というのはとても大切になります。景観はこれらのセクターを超えていきます。自分の敷地だけでなく、他人の敷地やパブリックな敷地を含む連続体の中で景観は生まれてきます。PPPという狭い考え方だけではなく、もっと所有権を超えた広がりの中で景観は考えていかないといけないと思います。 それでは内藤委員どうぞ。
内藤委員	私たちは、地域の人たちが、自分たちで、自分たちの地域に誇りを持って、自主的に景観まちづくりに参加していけるような仕組みのお手伝いをするという活動をしております。 今事業者の話などが出てきていますが、やはり個人個人の設計、建築をするということの積み重ねで景観ができてくると 생각합니다。地域ごとに自分たちの特性を大切にまちづくりに取り組む地域景観づくり協議会制度というのは、本当に地域、市民を支援する非常に優れた制度だと思いますし、ほかの行政の方とか、地方の方々も、皆さんこの仕組みを学びに来たりしています。よく御案内したりするのですが、やはり個々の活動から積み重ねの連続で景観を作っていくということを支援するということは非常に大事だと思います。しかし制度がうまくいっているかということ、なかなか大変です。宮城委員がおっしゃったように、やはり対立を作ってしまうこともありますし、市民に任せてはいるけれども、事前協議をするにも権限が何もないということで、地域の人たちが苦勞しているところもあります。非常に良い制度ですが、この制度の課題等もあると思うので、進化させるべきだと思います。 では何をすべきかというところで、やはりこういうことの積み重ねが京都の活動、景観形成になっていきますので、この制度を利用する地域を増やすように誘導するのか。しかしもうやめたいと言っている地域もあつたりしますので、この制度の検証というのは非常に大事だろうと思います。 一つ一つの形の話だけではないと思いますので、コミュニティであるとか、人々の思い、行為に対しての分析や支援なども検証してもらえたらと思います。

門内委員長	私も地域景観まちづくり協議会で１０年ぐらい活動していたことがありますが、下手をすると専門家が変に主導してしまい、却って活動を抑え込んでしまうようなところもあったりします。住んでいる人たちが自分ごととして景観づくりやまちづくりを考えていく必要があります、その役割を担う人材を育てていくことは非常に大事だと思います。 外部の視点ということで、吉江委員に御意見をいただければと思います。
吉江委員	なぜ東京大学の人が来ているのかと思われていると思いますが、市の方から京都のことを外の人も含めて考えてみたらどうかとお声がけを頂き、とても光栄なことで呼んでいただきました。 関東におりますが、九州の佐賀県、また宮城県などで、７年や８年くらいまちづくりに携わってきたというようなキャリアでございます。 改めていろいろ御説明を伺って、非常に大変分厚い蓄積があるということには、本当に敬意を表したいと思いました。その上で２点、方向性があると思っております。 一つは冒頭で、この２０年でいろんな変化があったということと、いろんなコンセプトも生まれたという話が述べられたと思いますが、その時に思い浮かんだのは、オーセンティシティという言葉です。オーセンティシティは、地域らしさ、伝統といった意味合いになって、古いものをとにかく守ればよいというような意味になってしまいましたが、そうではなく、新しいものもいずれはオーセンティシティになるかもしれないわけです。そう考えるとオーセンティシティという言葉は謎が多い概念でして、今はオーセンティシティではなくて、オーセンティケーションという動詞で考えましょうという話になりつつあります。これが非常に大事だと思っています。２００７年の時に骨格は考えつつ、各々の個性を考えましょうという方針が出たという話がありました。そのことについてはとても賛成するのですが、その各々の個性を作るという時のプロセスですね。それがそのオーセンティケーションの段階で、どういうふうにやられてきたのか。その結果、例えばそれを市民が自ら語れるというようなこと、言い方が正しいか分かりませんが、景観リテラシーみたいなことであるとか、そういうものとセットで考えてみてはどうかと思いました。最初の方に議論になっていた印象評価の話ですが、私もこれはどうするのかと思っていました。ＳＤ法みたいにやってもつまらないことになってしまいますので、そういうことではなく、オーセンティケーションがどうよくできているのかを確認するのも一つではないでしょうか。その地域の人たちがどの程度景観に関心があって、いろんな制度やルールなどができているみ

	ただいだけれども、それについてどう受け止めているのか、どう評価してきたかというように、今までのことをどう受け止めてこられてきているのかということについて、もう一回きちんと振り返って評価してみるということも必要かなと思いました。 また、地域景観づくり協議会が16地区あるという話でしたが、その方々にも、実際に今までどういう議論や取組などがあり、あるいは課題がどうであったかということについても、ぜひお話をお聞きしたいと思った次第です。おそらく、みんなが足並みを揃えてというわけではなく、それぞれのいろんな事情があるかなと思います。 2点目に、従来の景観計画の外側のようなこととの関係性についてですが、例え町家はデザインの話だけでなく、まず決定的に大事なものは間口の長さだと思います。土地がどんどん併合されていって、それが2つ、3つとつながってくるとか、あるいはL字になってしまうなど、結局その景観の素材といったことではなく、今までの土地の併合の過程であるとか、それは本来は景観の計画で扱う範疇ではないかもしれませんが、そういうことも少なくとも調査は必要かなと思います。 また、どなたかが言及されたと思うのですが、やはり建物の話だけはないと思います。一番影響が大きいのは人だろうと思うのですが、人景観という言い方があつたりしますけれども、やはり大量に人が来るという時に、どう私たちは風景を考えていくのか、生きた景観や流動的な景観など、そういったことも、まず調査の段階では含めて考えていただいてもいいのかなと思います。 ただ、それを受けて人を我々が何かコントロールするのかというと、そういうことは安易にできませんし、するべきではないと思いますが、結局、何をどこまで我々はコントロールしたいのか、するべきでないのかというところが、また改めて問われるというように思います。 非常に難しい議論をこれからしていくことになるのだと思いますが、ひとまず私の感想としては以上です。
門内委員長	京都では、地域景観づくり協議会のような、まちづくりの話ができるプラットフォームがあるというのは大切なだと思います。月に1回でも集まって、景観とは何かとか、どうしようかということ、集まって話ができるというのは価値のあることです。そういう意味では京都には、そのようなポテンシャルがあるのだと思います。 先ほどオーセンティケーションの話も出てきたので、ここで清水委員に御意見いただいた方がいいかなと思います。
清水委員	私は建築や都市の歴史、文化遺産のことを専門にしております、そう

	いう立場から参加させてもらっております。 まずここで扱っている景観は何なのかということは、宮城委員から問題提起がありました。まさにそこが最初の視点として非常に気になります。 宮城委員がおっしゃられたのは、要するに、表面的な部分だけを扱うのが景観なのかということだと思います。景観はそうではないと皆さんおっしゃっていて、自然があって、自然の中に人が働きかけてできるものなので、その両方を見ないと話にならないのではないかと私も思います。そのように考えると、まさに私がずっと関係させてもらってきた文化的景観という概念がありますけれども、大きくはそういう概念で捉えないと、とても狭い話だけをすることになるだろうと思います。 今、私たちの分野ですと、ここ15年ぐらいヒストリック・アーバン・ランドスケープということが世界で言われております。都市景観であっても、ランドスケープとして捉えるというもので、歴史的なコアだけではなく、自然的な基盤、人間の生活、あるいは都市の外も見るといったことをやろうという話が言われてきております。まずはそういう枠組みの中で、今回議論している景観がどのぐらいの位置なのかという位置づけを見直す必要があるなということが一つ目です。 今回はそうは言っても、景観政策の検証の話なので、制度のこれまでの20年間でどうだったのか評価しなければいけないのですが、中と外の話があると思っております。 中の話としては、歴史的に言って、規制というのは規制逃れがいいものを作っていくと言いますか、規制制度の中でいいものを作っていきます。先ほど門内委員長が言われた半地下のお店もいいのではないかと思います。規制の中でいかに規制を遵守してきたかという話は何も面白くなって、その中からどんな新しいものができたかという議論もぜひやってほしいなと思います。 もう一つは制度の外の話になりますが、景観の制度には誘導と規制があると思います。規制では何をしてきたかというと、ボリュームの規制もありますが端的に言うとファサード規制ですよね。京都では何が起こったかについていつも考えるのですが、都市というのは常に動いているので、その中である部分を止めると、変化はそれ以外の部分に逃げるわけです。どこに逃げるかというと、京都の町中で言えば、ファサードが規制されると、変化が全て奥に逃げています。そのため京都はいい景観が作られたかもしれませんが、街区の奥をめちゃくちやにしているというようにも見えるわけです。これを総体として評価しないといけない。景観政策が何を作り出して、何をダメにしているのか、その両方を見ないと検証したこと
--	---

	ならないだろうと思っております。ダメにしたかどうかはわかりませんが、実はかなり変えていて、その変えている部分をしっかり検証していくことが大事だと思っております。
門内委員長	ありがとうございます。まだお話ししていない方がおられます。深町委員いかがでしょうか。
深町委員	私は特に自然や緑の部分からお話しさせていただきたいと思います。 宮城委員がおっしゃっていたように、私の思っている景観、ランドスケープというのはやはり自然の基盤がありまして、それは地形だとか水がどう流れていて、そこにどんな植生があるかというような部分になりますが、それらがどう今の景観に活かされているのか、再生されているのか、新しく創造につながっているのかということです。そういったことが、まさにこの２００７年の景観政策の５つの方針にある自然と共生する景観形成というようにところにつながると思うのですが、その部分での具体的な事例や検証というところが、少し足りないなと思うところがあります。 特に最近の動きで言いますと、昨年度国土交通省が都市緑地法や古都法の改正を行いまして、特に量的な緑だけではなく、質的な部分をしっかり考えるということになりました。これまでは直結的に緑が背景にあることが大事だというようにところがあったと思うのですが、それをやはり積極的に関わって活用したり、管理をしていくというところに、いろんな人たちが関わっていくことの大事さというのが法律上でも位置づけられましたので、ぜひそういった部分を京都市の具体的な政策の中にもうまく京都らしく展開していただきたいなというようにところがあります。 そういうことを考えますと、例えば緑の基本計画ということで、まさに今、京都市の方で改正して作っているところですので、そういった部分の政策とのつながりだとかというところはぜひ重視していただければと思います。京都にある本当に多様な緑、京都ならではの緑があります。そのような部分が京都の景観としてどう活かされていくのだろうかというようにところを考えていけるといいなと思います。特に最近では、この中の資料にもありますが、生物多様性だとか、防災・減災、環境のあり方ですとかが話題にあがっております。それは直接的にも間接的にも景観にも結びついていくものですので、生き物の豊かさだとか、例えば雨庭などがあると思うのですが、新たに雨庭を作ることで防災・減災の目的は達成できますが、新たな景観ということでも位置付けられるので、そういった部分を政策の中でしっかり位置づけていただく、その方法にどのようなものがあるのかということも、ぜひ一緒に考えていけるといいなと思います。

門内委員長	景観にはいろんなレイヤーがありますが、特に京都の景観が１２００年以上の長きにわたって生きてきた一つの大きな理由は自然の豊かさです。その自然のレイヤーがあり、人間も生き物ですし、先ほど生物多様性の話も出てきましたが、エコロジカルな、生命的な秩序のようなものが京都の景観の一番ベースを支えていると思いますので、自然生態系のレイヤーもきっちり考えていく必要があると思います。以前は自然と共生する景観形成ということもきちんと書いていたのですが、今はもっと重要になっているかもしれません。 オンラインで御参加いただいている谷口委員、河島委員にもお話をいただければと思います。谷口委員、コメントをいただけますでしょうか。
谷口委員	すみません、緊急で大学の授業が入ってしまい、途中から参加することになりました。事前に事務局の方から今日の説明をいただいております。そのときに、私がこれまでの京都市の景観政策、これから予定していることに対して感じたことをお伝えしたいと思います。 まず一点目が、これまでの景観政策の中で、建物の高さの規制をするなどによって、結果的に京都の収容能力、ホテルの収容人員や住宅の居住可能な人数、定員が減るような状況になっているのではないかと思います。人口の減少は将来的に市の住民税の減少に、ホテルの定員の減少は観光収入の減少につながりますので、何かそういったキャパシティが減ることに対する対策はこれまでなされてきたのでしょうか。これから何か新たに対策していく必要があるのではないかなとまず感じました。 もう一点が、この京都市の景観政策ですけれども、いわゆる洛中の伝統的な景観の保全が中心となっているような印象を私は持ちました。郊外の景観の整備は、いわゆる文化政策の一種になります。ニューヨークやロンドンなど海外の事例で、郊外の景観を整えることで、治安が改善したいという報告があがっています。住民税は洛中だけではなく、郊外に住んでいる人たちも払っているということを考えると、そのような事例を参考にしながら、郊外の治安の対策など、これまで以上に何かいいものを郊外にももたらすという意味で、景観政策にも気を配った方がいいのではないのかなと感じました。
門内委員長	ありがとうございます。郊外は、景観地区の中で美観形成地区と言われているところになります。町中だと基準となる伝統的なものがよく残っていますが、それらがあまり残っていないと言いますか、新しく作っていかねばいけない地域です。そのような地域についてもしっかり考えていく必要があります。山に例えると、山の頂点だけではなく、裾野の部分まで含めてしっかり景観を考えていかなければなりません。先ほどの嘉名委

	員のお話にあった図と地の問題もあるかと思います。 都市風景について深く論じられた社会学者の内田芳明さんが、「美というものはとても儚い。その美しさというものに訴えかけて、社会を変えていく。そういう視点が都市風景の中に入っているのだ」とよくおっしゃっておられました。都市景観のもう一つの重要な点は、美しさなど、市民が感じ取っている良いものを手がかりに、社会や都市を変えていくことだということです。 それでは河島委員、文化経済学など、景観と文化との関わりの話もされているので、御意見いただければと思います。
河島委員	今委員長から御紹介いただきましたように、私は文化経済学や文化政策学ということが専門になります。 皆さんのお話なども伺っていて思ったことを簡単に申し上げますけれども、私たちの分野では、文化というのは一種の公共財というような捉え方をしております。特定の好きな人が趣味でやっていることではなく、そこからさらに波及効果もあり、誰にとっても大切な公共財なのだと捉えることがそもそもの大前提です。そのように考えていきますと、この景観はまさにそういうもので、いわば公共財として究極かもしれないなというように思います。 文化経済学では、これまでせいぜい文化遺産止まりでして、その他は劇場や美術など個別の研究対象はたくさんあるのですが、景観といわれることを研究するという視点が正直言うとこれまでは弱かったです。文化財、例えば寺社仏閣などは、どちらかという点で、その保存と活用をどうやっていくのかということに関係のある人はそれなりにいるのですが、景観は点が線になり、面になっていくという非常にスケールの大きなお話でして、本当にそういう点では文化経済学の中では若干取り残されてきております。とても刺激的と言いますか、文化経済学の大きな課題である、文化と経済が対立するのか、それとも調和して将来的に発展できるのかという非常に大きな課題に対して、景観はいいテーマだなというように感じました。 また、文化の波及効果と少し申しましたが、京都はまさに、またそういう点でも究極的な町です。京都に文化があるから外国の人たち、日本人もそうですが、皆さんが訪れます。我々のような大学も京都という町にあることで、どれほどベネフィットを受けているかわからないということで、やはり文化は経済的価値を生む源泉だと言えます。ところが、文化財的なその「点」が守られているだけで、線と面に展開していかなければ、波及効果もあまり強くありません。しかし、点を線や面にして

	いく中で、様々な利害対立があるということも事前の説明や、今日の皆さんのお話を伺っても、改めて認識したところでございます。 今後、この委員会でどういう議論をしていくのかに関して、今、自分なりの視点というのがしっかりあるわけではありませんが、自分的には大変興味深い話で、ありがたく思っております。なるべく貢献できるように頑張りたいと思います。
門内委員長	ありがとうございます。やはり文化という景観のレイヤーもとても大切で、文化的景観など、文化財の中に文化の概念が色々な形で浸透してきております。日常景観など、何でもないものまで文化財として捉えていくように、裾野が広がりつつあります。クリエイティブシティの問題も絡んできますし、非常に興味深い観点かなと思います。 このあたりで、市民委公募委員で来られた方々にお話を伺えればと思います。
榊原委員	私は京都工芸繊維大学を今年の3月に卒業した者で、おそらくこの中で一番年齢が若い方だと思っております。私自身は今、洛西ニュータウンに住んでおりまして、そこは仕事もなく、観光で外国人が来るような場所でもなく衰退していつているような場所になります。そのようなところに住んでいる視点から、今回都市の景観とはどのようなものかを一緒に皆さんと考えていきたいと思い参加させていただきました。 今までのお話を踏まえて自身の意見を申し上げますと、先ほど宮城委員がお話ししていたような見えないものをどう政策に取り込んでいくか、スケールの階層性を考慮するというのは本当に大切だなと思って深く頷いたところであります。しかしそれを考えるにしても、人間の感覚を持ってでしか評価できないと思うので、何かしらその折り合いを見つけていかないと、どれだけ大きなスケールのものを見ていたとしてもたどり着けないのではないかなということを思いました。 例えば庭師の方などが感覚的にいいと思って作った庭が続いていくような、そういった感覚と、景観と言いますか、地球の接点というものがどこかにあると思っております。今回政策の中にそういった地球と人間の折り合いのようなところを見つけていけたらなと考えております。 また、4月から私は設計事務所で働き始めたのですが、本当に条例が難しすぎて全然わからず、何度も先輩方に聞いて教えていただいています。そういう規制があることで、不用意な開発が食い止められているという事実もあると思いますので、これは一定効果があるのかなと思いつつ、やはり少し厳しすぎるので、ここをなんとか創造的に作り変えていけるような余地があるといいのかなと思っておりました。先ほど清水委員がおっしゃ

	っていたように、規制があることで景観が面白くなるということもあるの だろうと思います。調査の中で、それを見ていければ、創造的な政策の検 討につながるのではないかなと思ってお話を聞いておりました。
門内委員長	ありがとうございます。それでは小原委員お願いします。
小原委員	私は、この中で一番知識のない者だなと思いながら、この場で何か私が 役に立てるのかというところで、先ほどから一生懸命聞いているところで す。 本業が不動産仲介をしております、京都に住みたい、住み続けたいと いう方たちの不動産仲介をしております。都市部、特に東京圏からの移 住を希望される方の御相談をよく受けております。その中で、私はどちら かという、どんな暮らしをしたいから京都に移住したいのかというところ をしっかり深掘りして、お家探しをするようにしております。 やはり都市部の方、特に東京や横浜などから移住したいという方は、京 都らしいところに住みたいとよくおっしゃられます。しかし私の感覚の京 都らしさと、移住を考えている方の京都らしさはおそらく違うだろうと思 っております、何が京都らしいと思いますかと聞くと、見上げたら山が あって、空が開けていて、建物が割と低くて、緑もあって、御所や鴨川が 公園のように使えて、といったことを皆さんおっしゃられます。そうい うところは守っていかないといけないだろうとぼんやり思っていたものの、 本業が景観に関わると思っていなかったのですが、今回委員会のお話を いただいて、景観という目線でもう少し仲介を頑張ってみようかなと意識 しているところです。 その中で、つい先日お客様を連れて出町柳のマンションに内覧しに行っ た時に、マンションに入ってベランダを開けた時に大文字が見えました。 そうするとお客様が「これは大文字料金を取られるのですか」と本当に真 顔でおっしゃりました。「景観料のようなものがプラスアルファで取られ るのですか」といったことをおっしゃっていて、そのくらい外部の方、外 から来られる方にとっては特別なものであるのだなというところを本当に びっくりしましたし、これは価値なんだなと思いました。 これからの委員会の中で、そういった京都の景観というものの、見えるも のや、空気感、周りとの雰囲気など、そのような価値があるものを守って いく、京都らしさを守っていくというところに少しでも力になればな と思い、臨みたいと思います。
門内委員長	周辺のことや、見えないものなどを考えていく。一方で、「アウトオブ サイト、アウトオブマインド（去るものは日々に疎し）」という言葉があ るように、見えないものはマインドからも消えていくということもあるの

	で、見えるということも大切なのだらうと思います。そういう視点で、建築を生業にされている平尾委員、いかがでしょうか。
平尾委員	皆さんがおっしゃっていることは、全て真つ当な話だと思います。 事務局に質問という形でもいいでしょうか。今日の説明でもあったと思いますが、景観地区は基本的に都市計画決定をして、その後、個別計画を認定するというものですよね。都市計画法によって守られている。基準が守られるべきものであるから認定が必要で、修景地区の方が基本的に届出制度になっているのは、条例で定めているからという理解でよろしいでしょうか。
事務局	京都市では建造物修景地区と呼んでおりますが、これは景観法に則ったものでして、いわゆる景観計画区域という名前が法定の名前になります。こちらについては、景観法の中で届出による緩やかな誘導を図るとなっており、そこに景観地区との差があります。
平尾委員	景観地区は都市計画決定ということで、もちろん基準も設定できるようになっていますし、なかなか厳しいということですね。 自己紹介ですが、私は９０年代にパリに行きまして、その際にフュジーやPOSなどパリの景観規制といったものを学びました。特に京都とパリを比較すると大きく異なりますが、いいことは間違いないだろうと思いつつ、何が違うのだらうとずっと考え続けています。 新景観政策も踏まえて、２００７年以降、京都のいわゆるデザイン基準という考え方でしっかりやるというところは、門内委員長を中心として、非常に体系的にまとめられた状態で２０年が経とうとしていると認識しています。 それ以前は、西川先生や高田先生たちが、スケールギャップ等の様々な問題がある中で町中をどうしていくのかといったことを議論されてきました。これは他都市でも同様だと思います。景観法の制定後、国立のマンション問題では、非常に高い建物と町が併存したということで訴訟になりましたし、景観論争の大きなきっかけになりました。 そこで、事務局や委員の方々にもお伺いしたいのですが、今回のこの検討委員会は、デザイン基準をある程度きめ細やかに見直す会議体ではないということですね。ということは、大きくはやはり概念的なことを考える会議体でしょうか。
事務局	これは、まさにこれから皆さんに御議論をいただくことになりますが、特に我々が明確なアウトプットを想定しているわけではございません。冒頭に景観政策５つの柱と申しましたが、建築の話もありますし、広告の話や、緑の話もあります。こういったものを幅広く検証した上で、今後の政

	策の在り方について、いろいろと御意見をいただくということを想定しております。 皆様からいろいろと御指摘いただいたことも踏まえて、ある程度テーマを絞りつつ、調査の結果をこちらから提示差し上げて、それに基づいてそれぞれ御議論をいただくということを考えています。
平尾委員	検証に必要な視点はいろいろと出てきました。いわゆる船越グループの物理量と心理量を比べるやり方は、結果は必ず出ます。結果は必ず出てくるのですが、それが本質を捉えているとはどうも思えません。対象によってぶれてしまうというところもあると思います。調査が万全ではないのが、景観の深いところだと思います。 今回のこの調査についての議論を、これからやっていくことになるのだらうと思いますが、20年間やってきたことを評価するということは理解できますので、それならばどういう評価ができるかという話ですよね。いわゆる地球温暖化が重要視されている時代において、ランドスケープ的な視点というものが、新たに加わっているという意見がありました。その視点を入れることで違う評価になってくるかもしれないので、評価の方法論を議論するということでしょうか。
事務局	それがまさしく皆様に御議論いただきたいところでございます。今回お示した38ページの調査のところは、皆様からも様々な御意見を頂きましたので、このまま調査しようとは考えておりません。こういう項目を調査してはどうかといった色々な御提案、御示唆を頂きましたので、そこらは再検討し、また改めて次回お示ししたいと思っています。 一方で、データの的なものについては、収集を進めてまいりたいと思っております。 また、嘉名委員から御提案があった大学との連携についてでございますが、現在、京都市は、大学のまちとして連携強化を図っているところであり、20数年前に京都コミュニティデザインリーグという取組がございまして、京都内外の各研究室が京都市内でそれぞれのフィールドを決めて調査をしたというものです。当時、平尾委員が当事者として関わっておられましたが、そういった御経験等も色々と教えていただきながら、そのようなアプローチができるかどうかということも検討してまいりたいと思っております。
門内委員長	資料に書かれているものは、前提になっているわけではありません。物理量、心理量の分析などについては、あまり気にしていただかなくて結構かと思います。 いろいろな議論が出てきている中で、私が途中でレイヤーという概念に

	言及してきたと思うのですが、そのことに関連して、S.C. Bourassa の『ランドスケープの美学』という本がありまして、そこでは、景観の美的経験のモードを三つに分けています。バイオリジカルモード、カルチュラルモード、個人的モードです。バイオリジカルモードは、棲み心地のよさなどの生存本能で規定されるモードです。カルチュラルモードは、社会的・文化的な要因で規定されるモードです。個人的モードは、クリエイターやアーティストの個人的創造性で規定されるモードです。京都の景観には、これらの多層に及ぶレイヤーが重なっていますので、物理量、心理量で分析できるレイヤーだけでなく、総合的に見ていく必要があると考えています。 木岡委員には最初に御発言頂きましたが、それは嘉名委員の御意見へのコメントということでしたので、ここで改めて御意見を頂いた方がいいかと思いますがいかがでしょうか。
木岡委員	本日の委員会のメンバー表を見たときに、人文学系の人が私以外に誰もいらっしゃらず、びっくりしました。建築、土木、都市計画など景観についてハードからのアプローチをされる方々が多く、私はその中で全く毛色の変った人間だと思います。しかも、おそらく最高齢ではないかと思うくらい、そういう歳格好で、そういう点でも際立っております。そういう人間がこういう景観政策を扱う専門機関に属していいのかというのは多少迷ったところがあります。 一言だけ、専門のことについて申しますと、皆さんは景観という言葉をお使いになられていて、風景という言葉を使われたのは1、2回でしょうか。皆さんが勉強されているランドスケープというのは、日本語では風景でも景観でもどちらでもいいのだと思います。この2つの概念を使い分けられるのは、日本語の世界だけです。私の理解では景観と風景はもちろん密接に関係しますが、意味が全く異なると思います。簡単に申しますと、景観というのは、字のごとくその白日のもとに現れた外的な見え姿なのです。それが、言ってみれば、主体のうちに内面化されて生じる意味が風景です。哲学の人間というのは、こういうことにこだわります。何を言いたいかと言いますと、景観を論じるのはもちろん当然のことですし、そういう景観というレベルでなければ、公的な評価基準を定めることもできないということは重々承知しておりますが、景観を論じる際に、一人一人の主体にとって持つその意味、景観の意味を風景と私は呼びたいのですが、その風景についても配慮していただきたいとそのことを申し上げます。この一点だけで、この委員会に参加させていただいているのかなという気がいたします。

門内委員長	ありがとうございます。『建築ジャーナル』という雑誌が2022年2月に「京都の現代建築」という特集号を作りました。そこに景観政策について2ページ書いてくれと頼まれて、7ページ書きました。景観政策の歴史をコンパクトにまとめて、何年に何をやったかが全部わかるようにしたのですが、編集者がとてもよく書けているということで、そのまま採用して7ページ載せてくれました。 それぞれの政策を策定した時点でいろいろ考えてきたことがあります。新景観政策10周年記念行事の講演会で鷺田清一先生がおっしゃっていたのは、パリならパリ、京都なら京都という魅力的な都市には、その都市が本当に大切にしてきた価値があり、それをどのように大切にしていくのかということを考えていかないといけないということでした。形の基準だけでは守られていけないので、景観という言葉についても、風景というところまで意味を込めて使いたいと思っております。 先ほどの内田芳明さんの『風景の発見』という本の中に私の論文が引用されております。そこでは、景観という言葉を使っている中でも、風景を意識している論文があるというので、引用していただいたのですが、景観を狭い意味で捉えないで、風景まで考えていきたいと思っております。ぜひそういう観点からも御意見いただければと思っております。 そろそろ予定の時間がまいりました。次回以降の審議の進め方については、先ほどの説明のあったスケジュールに沿って、今日の意見も含めながら検討していきたいと考えています。 それでは、本日の審議を終わりたいと思います。事務局に進行をお返しいたします。
事務局	議事の進行、どうもありがとうございました。また、委員の皆様も非常にバリエーションに富んだ御意見、御指摘をいただきありがとうございます。 次回の委員会は今のところ9月の開催を予定させていただいております。本日いただいた御意見を参考にしながら、また次の会議の開催について準備を進めさせていただきたいと思います。それでは以上もちまして第1回の委員会を終了させていただきます。